

# ～移住者融資資金の利子を金額助成します～

## 北秋田市移住者融資資金利子補給費補助金事業

### ＜事業の概要＞

北秋田市に移住した方の移住初期の経済的な負担軽減を図るため、市内に本支店を有する金融機関が実施する移住者向け金融商品の利子の全額を助成します。

注) 平成 29 年 4 月 1 日時点で本事業に該当する金融商品を取り扱っているのは秋田銀行のみとなります。

#### ＊移住者の定義

秋田県外から北秋田市に住民登録し居住した方。

この場合、過去において秋田県内に住民登録し居住したことがある方は、転出した日から 1 年以上秋田県外において住民登録及び居住していた方であることが条件になります。

### ＜融資内容と対象要件＞

<b>対象となる金融商品、取扱店舗</b> 商品名：〈あきぎん〉移住・定住サポートローン ※秋田銀行が実施する金融商品 店舗名：秋田銀行鷹巣支店および阿仁合支店	<b>担保、保証人</b> 担保：不要 保証人：原則不要
<b>資金の使途</b> ＜移住・定住に伴う資金・費用＞ 引越し費用、家財購入資金、リフォーム資金、マイカー資金、教育資金、ブライダル資金、他行ローンの借換資金等（住宅・土地取得資金、事業性資金は除く。）	<b>融資対象者</b> 申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下の安定した収入のある方、または移住後の勤務先が決定している方で、次のいずれかに該当する方。 ・秋田県外から北秋田市に移住後 3 年以内の方 ・秋田県外から北秋田市に移住予定の方 ・東日本大震災による北秋田市への避難者（被災者の方）
<b>融資金額、融資期間、適用金利</b> 融資金額：10 万円以上 500 万円以内 融資期間：6 ヶ月以上 7 年以内（84 回以内） 適用金利：変動金利 年 2.500%	<b>対象となる借入</b> 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の間に貸付実行があったもの

### ＜助成までの流れ＞

